

中小企業関連税制の適用実態調査 の結果について

平成23年11月
経済産業省

調査経緯

平成22年 10月26日 会計検査院より財務大臣、経済産業大臣に対して意見表示。

中小企業者に適用される租税特別措置について(抜粋)

(※同旨 中小企業者に対する法人税率の特例について)

・大企業の平均所得金額を超えるなど多額の所得を得ていて財務状況が脆弱とは認められない中小企業者が、中小企業者に適用される特別措置の適用を受けている事態が見受けられたことから、財務省及び経済産業省において、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている財務状況が脆弱な中小企業者を支援するという当該特別措置の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえ、中小企業者に適用される特別措置の適用範囲について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示する。

同年 11月16日 政府税制調査会において、意見表示に対する経済産業省の意見を提出。

「中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲の見直し」及び「中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直し」について

- ・会計検査院は、多額の所得や資産を有する中小企業者が中小企業者への特例を受けていることに対して問題提起を行っている。この指摘は、中小企業政策の基本的考え方に照らすに、極めて疑問である。
- ・中小企業基本法にも定められているとおり、中小企業政策の目的は、多様性ある中小企業の成長発展であり、単なる弱者救済ではない。創意工夫によって業績を上げ、事業を拡大したものが、将来の日本の中堅企業から大企業に育っていくことが重要。
- ・ひるがえって、資本金1億円以下という中小企業の定義は、予見可能性が高い基準としてこれまで40年以上にわたって安定的に運用がなされてきた。資本金以外の基準によって適用範囲に限定を行うことで、中小企業の成長発展に支障を来すことを懸念している。
- ・なお、検査院の調査は、検査対象税務署51のうち、29箇所が23区内や政令指定都市内の税務署であり、対象に偏りがあるようにも感じられる。例えば、会計検査院の調査では、所得10億円超企業の中小企業全体に占める割合は、1.9%であるのに対して、会社標本調査(「国税庁」)では、0.03%と相違が見られる。
- ・経済産業省としては、中小企業者に不測の損失を与えたり、経営意欲を削いだりすることのないよう留意しながら、今後、税務当局と協力して中小特例の在り方について検討を行って参りたい。

同年 12月16日 平成23年度税制改正大綱

平成23年度税制改正大綱(抜粋)

- ・会計検査院から意見表示がなされている中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲の見直し及び中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直しについては、経済産業省において適用実態を精査した上で、平成24年度税制改正において検討することとします。

調査概要

①調査方法及び内容

アンケート調査により、所得の状況から見た中小企業の実態、中小企業関係租税特別措置（以下「中小租特」）の利用状況等について把握。

②調査期間

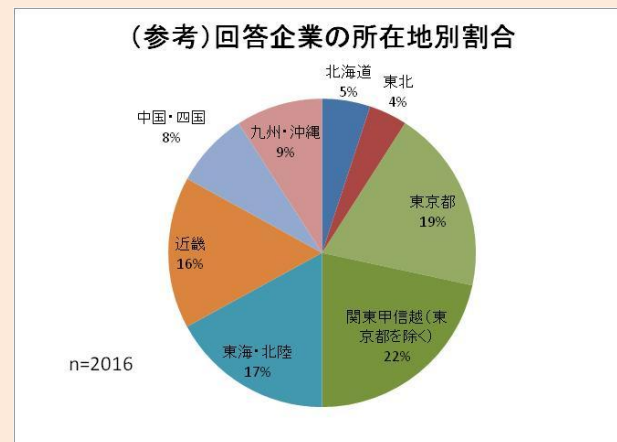
平成23年6月から8月

③調査対象及び回収数

調査対象：資本金1億円以下の中小企業

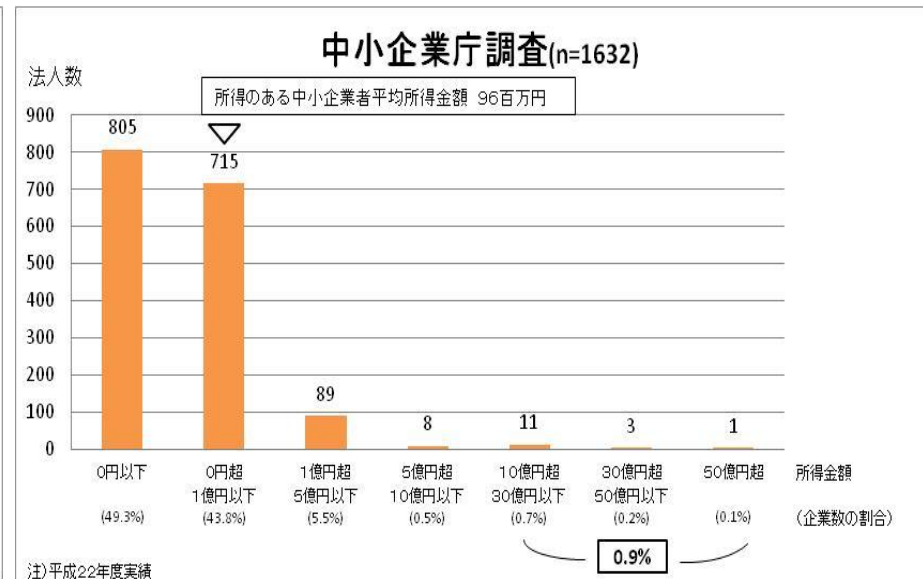
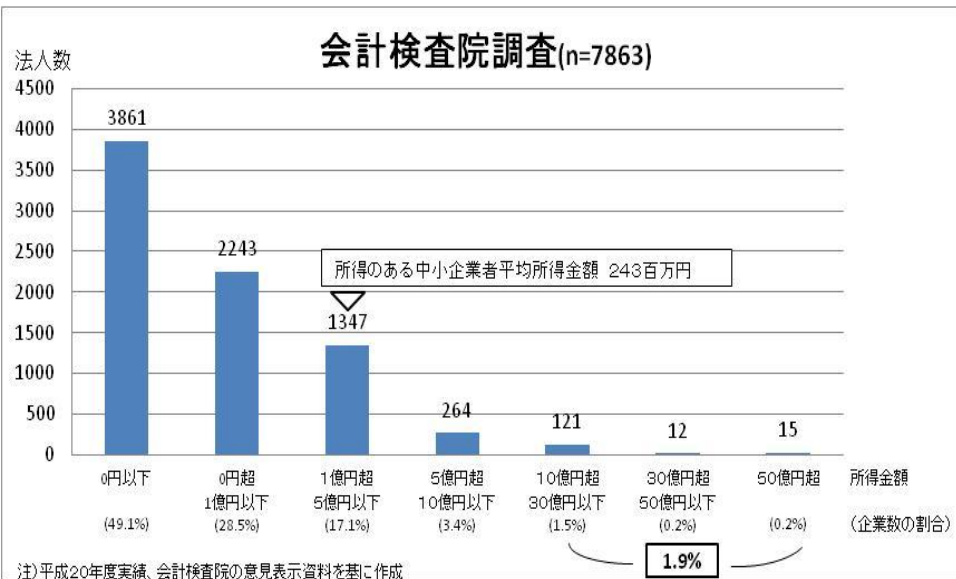
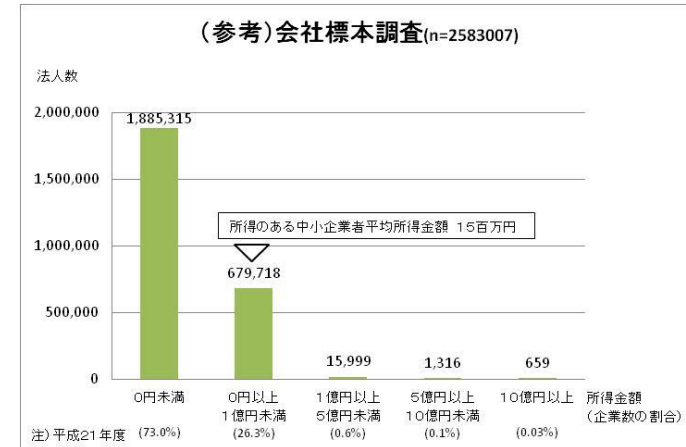
※対象企業の選定方法・・・民間調査機関のデータベースより無作為抽出

回収数：2466件（配布総数約2万8千件、回収率8.8%）



中小企業者の所得分布

- 会計検査院の調査では所得金額が10億円超の中小企業は1.9%であったのに対し、中小企業庁の調査では0.9%(注)であった。(国税庁「会社標本調査」では0.03%。)(注)欠損法人を含む
- また、会計検査院の調査では所得のある中小企業者の平均所得金額が2億4300万円だったのに対し、中小企業庁の調査では9600万円であった。(国税庁「会社標本調査」では1500万円。)
- 会計検査院の調査は主に都市部の税務署からデータを抽出したため、比較的所得の高い中小企業が多く、結果が上ブレしていた可能性がある。(中小企業庁の調査も国税庁「会社標本調査」に比べると上ブレしている。)



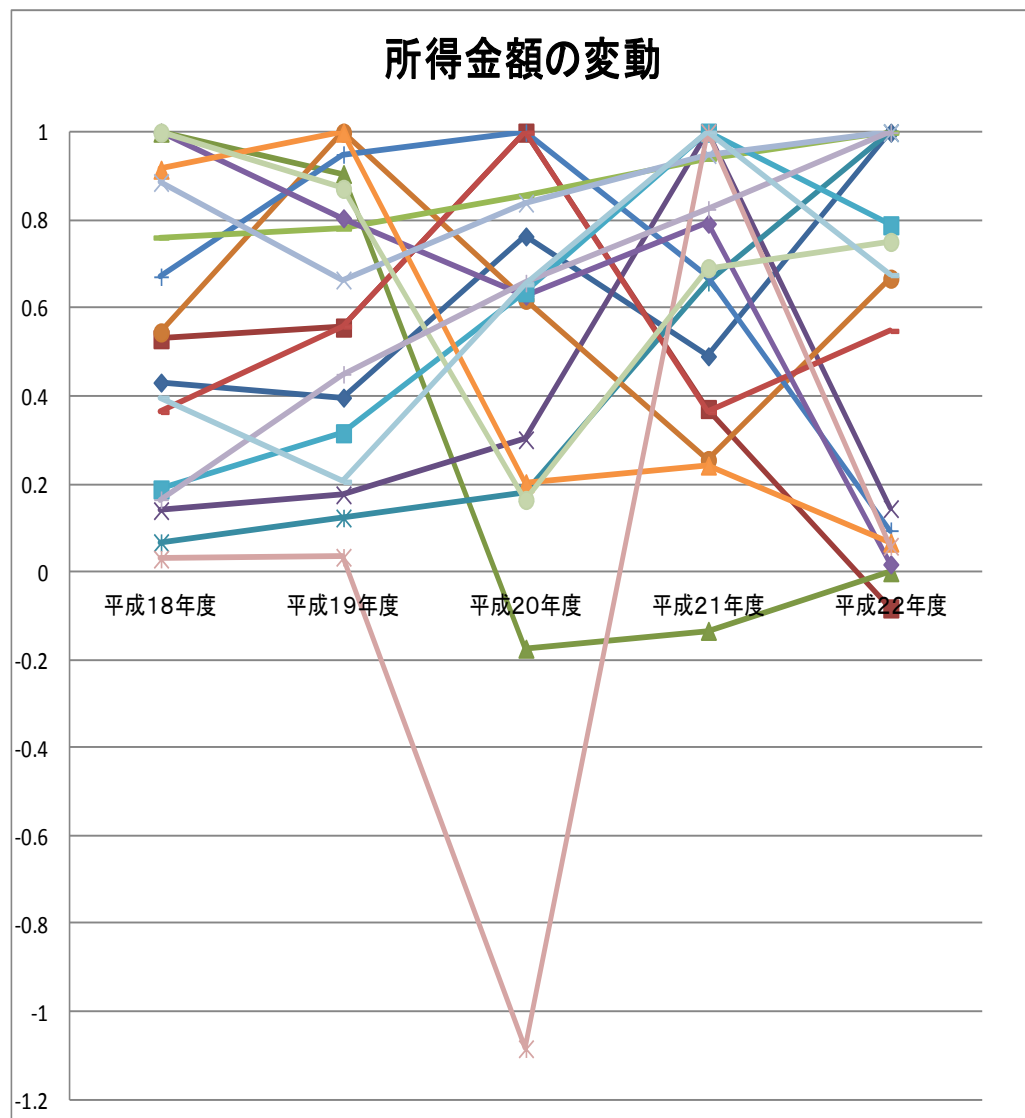
大企業の平均所得金額を超える所得金額があった中小企業①

- 過去5年間で、所得金額が国税庁「会社標本調査」^(注)での大企業の平均所得金額を超えたことがある中小企業は1.2%であった。そのうち、5年間連続で超えている中小企業は0.1%。
- このことから毎年度、安定的に大企業並みの所得金額を得ている中小企業は非常に少ないことがわかる。(注)平成22年度の値は平成18年度～平成21年度の平均値を使用

	過去5年間で大企業の 平均所得金額を超えたこ とがある企業	過去5年連続で大企業 の平均所得金額を超えた 企業
中小企業に占める 割合	1.2%	0.1%

大企業の平均所得金額を超える所得金額があった中小企業②

- 過去5年間で国税庁「会社標本調査」の大企業の平均所得金額を超える所得金額が1度でもあった中小企業について、過去5年間で所得金額の一番大きかった年度を「1」として推移を見ると、当該中小企業の所得金額は年度によって変動が大きく、安定的な所得金額を得ているわけではないことがわかる。



中小租特の利用有無別従業員数・売上高の推移

- 中小租特を利用したことがある中小企業の方が、利用したことがない中小企業よりも、過去5年間の従業員数・売上高の増加率がともに高く、中小租特が中小企業の成長促進に少なからず寄与していることがうかがえる。

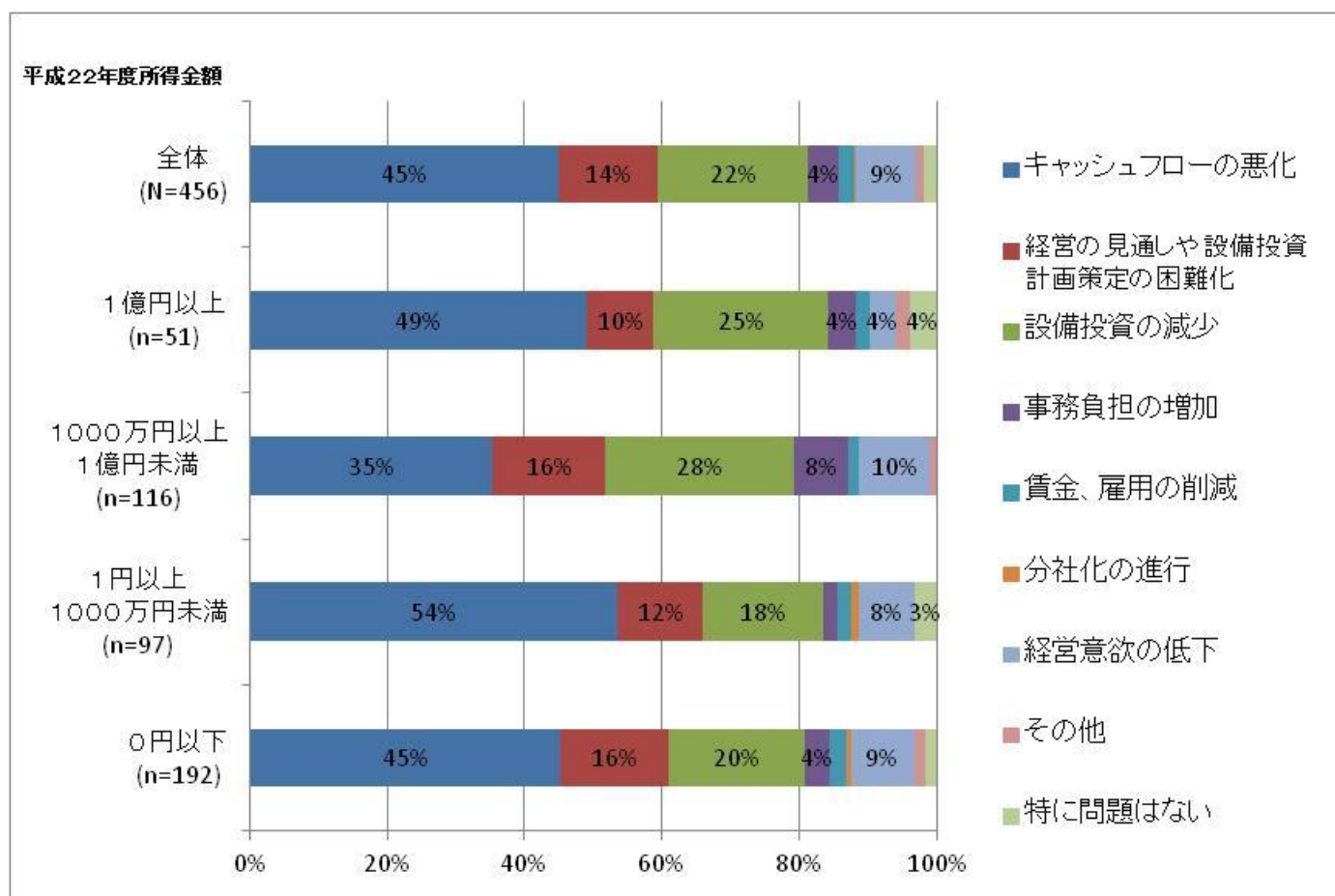
	従業員数（人）		売上高（万円）	
	中小租特利用なし 152社 (33社)	中小租特利用あり 1166社 (464社)	中小租特利用なし 140社 (34社)	中小租特利用あり 1171社 (484社)
実数	H18FY → H22FY 3,286 (744) 3,413 (736)	H18FY → H22FY 54,648 (29,926) 58,871 (34,222)	H18FY → H22FY 7,057,442 (1,443,155) 6,444,608 (1,435,367)	H18FY → H22FY 206,295,313 (121,312,125) 198,869,273 (132,040,667)
H18FY- H22FY の推移	103.9% (98.9%)	107.7% (114.4%)	91.3% (99.5%)	96.4% (108.8%)

※カッコ内は欠損法人を除いて集計したもの。

※「中小租特利用あり」は18年度から22年度の間に中小租特を利用したことがある中小企業。「中小租特利用なし」は同期間に中小租特を利用したことがない中小企業。

中小租特の適用制限を受けることによる問題点

- 中小租特の適用について、所得金額等による適用制限を設けることについては、所得金額にかかわらず多くの中小企業が「キャッシュフローの悪化」や「設備投資の減少」等につながると考えている。



調査結果のまとめ

1. 大企業並みに所得金額が高い中小企業は非常に少ない。また、過去5年間で大企業の平均所得金額を超える所得金額があった中小企業についても、毎年度の所得金額の変動が大きく、安定的な所得金額を得ているわけではない。
2. 中小租特を利用している中小企業は、利用していない中小企業よりも売上高及び従業員数の増加率が高く、中小租特の利用が中小企業の成長発展に寄与している。
3. 中小租特の適用について、所得金額等による適用制限を設けることについては、多くの中小企業が「キャッシュフローの悪化」や「設備投資の減少」等につながると考えている。
4. 我が国の中小企業政策は、1999年の中小企業基本法の改正以降、中小企業と大企業との規模の格差の是正から、やる気と能力のある多様な中小企業の支援へと基本理念が変わり、自助努力により成長する中小企業を積極的に支援してきた。
5. 経済状況により変動が大きい所得金額で制限を設けることは、予見可能性を失わせ、成長発展のため先を見通した積極的な設備投資を行うこと等に支障をきたすこととなる。
6. よって、予見可能性が高い基準として運用されてきた現行の定義（資本金1億円以下）について、変更を行うべきではない。